

国際仏教学大学院大学学則

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 国際仏教学大学院大学(以下、「大学院」と略す。)は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、人類共通の遺産としての仏教及びそれに関連する文化についての学術的理論及び応用を研究・教授して、その蘊奥を究めるべく努めるとともに、当該分野における高度な専門的知識と、様々な研究手法や研究遂行能力および専門分野を超える幅広い視野をもった研究者、ならびに深い宗教的文化的素養をもち、現代的諸問題の分析・解決への意欲と能力を有する社会人を育成し、もって人類文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己点検)

第1条の2 本大学院は、前条の目的を達成するために、教育・研究活動等の状況について自ら点検し、評価を行う。

2 自己点検・評価に関する規程は、別に定める。

第2節 組織

(研究科)

第2条 本大学院に、次の研究科を置く。

仏教学研究科

2 前項の研究科に置く専攻及び入学定員は次のとおりである。

仏教学専攻 入学定員 4名

収容定員 20名

(課程等)

第3条 研究科の専門課程は、博士課程とする。

2 博士課程は、専攻分野について、教育・研究者として自立して研究活動を

行い又は、その他の高度に専門的な業務に従事するのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(附置研究所)

第4条 本大学院に、附置研究所を置く。

2 附置研究所に関する規程は、別に定める。

(附属図書館)

第5条 本大学院に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する規程は、別に定める。

(事務局)

第6条 本大学院に、事務局を置く。

2 事務局に関する規程は、別に定める。

第3節 職員組織

(職員組織)

第7条 本大学院に、学長、研究科長(研究科委員長)、教授、事務局長、事務職員、その他必要な教職員を置く。ただし、学長は研究科長を兼任する。

2 前項の他、准教授、助教を置くことができる。

(学長)

第8条 学長は本大学院を統轄する。

(担当教員)

第9条 本大学院における授業及び研究指導は、特にその委嘱を受けた研究科の専任教員がこれを担当する。ただし、特別の事情があるときは、客員教授をもって授業を担当させることができる。

2 前項の教員の選考については、別に定める規程に従い、当該研究科委員会の推薦に基づき学長がこれを囑任する。

第4節 研究科委員会及び教授会

(研究科委員会)

第10条 本大学院に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に委員長(研究科長) を置き、学長が兼任する。

(研究科委員長の職務)

第11条 研究科委員長(研究科長) は、当該研究科を統轄する。

(研究科委員会の構成)

第12条 研究科委員会は、専任教員から構成される。

(研究科委員会の審議事項)

第13条 研究科委員会は、学長が次の事項について決定を行うに当り意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるものの他、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 研究科委員会は、前項に規定するものの他、学長がつかさどる教育研究に関する以下の事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(1) 休学、留年、退学など学生の身分に関する事項

(2) 奨学生等の推薦に関する事項

(3) 学生の指導及び表彰に関する事項

(4) その他審議を必要と認めた事項

(教授会)

第14条 研究科委員会をもって教授会とみなすこととする。

第5節 学年、学期及び休業日

(学年)

第15条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第16条 学年を次の二学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで そのうち15週間に授業を行う)

後学期 10月1日から3月31日まで そのうち15週間に授業を行う)

(休業日)

第17条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日。
原則として、土曜日に授業は行われぬ。
- (2) 夏季休業期間 7月21日から9月15日まで
- (3) 冬季休業期間 12月21日から翌年1月7日まで
- (4) 春季休業期間 3月26日から3月31日まで
- (5) 大学院の創立記念日 5月18日

ただし、この日が日曜日の場合は、翌日の月曜日とする。

- 2 前項の休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることがある。
- 3 第1項の休業日であっても、臨時に授業を行うことがある。

第2章 研究科通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第18条 博士課程の修業年限は、5年とする。

(在学年限)

第19条 学生は8年を越えて在学することはできない。

第2節 入 学

(入学の時期)

第20条 入学の時期は、学期の始めとする。

(入学資格)

第21条 博士課程の入学資格者は、国籍を問わず、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法に定める大学の卒業者
- (2) 学校教育法第68条の2第3項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
- (5) 大学に3年以上在学し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者

(6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者

(7) 本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第22条 本大学院への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選択)

第23条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第24条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、宣言書、身元保証書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

3 入学手続きに関し、必要な事項については、別に定める。

(再入学・転入学)

第25条 次の各号の一に該当する者は、欠員のある場合に限り、選考の上、入学を許可することができる。

(1) 届により大学院を退学した者で、再入学を願出た者

(2) 他の大学の大学院から、本学の大学院に転入学を願出た者

2 前項により、入学を許可された者の在学年数及び既修得単位の認定は、当該研究科において行う。

3 第1項の規定により、入学する者の入学志願手続き等については、前条の規定によるものとする。

第3節 教育課程及び履修方法等

(教育方法)

第26条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

(授業科目)

第27条 授業科目を分けて、専門科目と関連科目とする。開講科目及び単位数は別表1のとおりとする。

(単位計算方法)

第28条 一週に1時間の授業を一学期(15遍)通した授業を1単位とする。

(単位の授与)

第29条 授業科目を履修し、その試験に合格した者かつ論文審査に合格した者に所定の単位を与える。

(他大学院における授業科目の履修等)

第30条 教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 他大学院で修得した単位については、研究科委員会の議に基づき、8単位を限度として卒業要件単位として認めることができる。

(履修の方法)

第31条 履修方法については、研究科において別に定める。

(試験)

第32条 本大学院研究科において、所定の学科目を履修した者に対しては、毎学期末に試験を行う。

(試験及び成績判定の方法)

第33条 試験及び成績判定の方法は、研究科委員会がこれを決定する。

第4節 休学・転学・留学及び退学

(休学)

第34条 疾病その他やむを得ない理由により、3か月以上修学できない者は医師の診断書又は理由書を添え、所定の書式により学長に休学を願い出なければならない。

2 前項の場合、学長は、研究科委員会の議を経て、その学期又は学年を限り、これを許可することができる。

(休学命令)

第35条 疾病その他の理由により、修学することが適当でない認められる者に対しては、学長は、研究科委員会の議を経て、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第36条 休学は更新することができる。ただし、その期間は通算して3年を越えることができない。

2 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第37条 休学者が復学しようとするときは、復学しようとする学期の1ヶ月前までに所定の書式により学長に復学を願い出なければならない。

2 前項の場合、学長は、研究科委員会の議を経て、これを許可することができる。

3 復学の時期は、学期の始めとする。

(転学)

第38条 転学を志願しようとする者は、所定の書式により学長に届出なければならない。

(留学)

第39条 外国の大学の大学院で学修するため、留学を志望する者は、所定の書式により学長に願い出なければならない。

2 前項の場合、学長は、研究科委員会の議を経て、これを許可する。

3 留学の期間は、おおむね1年を限度とするものとする。

4 教育上有益と認めるときは、外国の大学との協議に基づき、学生が当該外国の大学の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

5 前項の規定により学生が修得した単位は、10単位を超えない範囲で、課程修了の要件となる単位として取り扱うことができる。

(退学)

第40条 傷病その他やむを得ない事由で退学しようとする者は、所定の書式により学長に届出なければならない。

2 成業の見込みのない者には、学長は、研究科委員会の議を経て退学を命ずることができる。

(除籍)

第41条 次の各号の一に該当する者は、大学院の研究科委員会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第19条に定める在学年限をこえた者
- (3) 第36条に定める休学期間をこえてなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

第5節 修了及び学位

(修了要件)

第42条 博士課程の修了の要件は、博士課程に5年以上在学し、所定の学科目について48単位以上修得し、必要な研究指導を受け、かつ博士の学位論文審査及び最終試験に合格しなければならない。

2 特に優れた研究業績を上げた者の在学期間は、前第1項の規定にかかわらず、博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(博士の学位の授与)

第43条 前条の要件を充たした者に対して、博士の学位を授与する。

(修士の学位の授与)

第44条 博士課程に在学する者で、2年以上在学し、所要科目を履修して30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ修士の学位論文審査及び試験に合格したと認められる者については、研究科の定めるところにより、修士の学位を授与することができる。

(学位の種類及び名称)

第45条 学位の種類及び名称は、次のとおりとする。その他についての規則は、学位規程に定める。

博士(文学)

修士(文学)

第6節 賞 罰

(表彰)

第46条 学生として表彰に価する行為があった者は、研究科委員会の議を経て、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第47条 本大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、研究科委員会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、譴責、停学、及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 正当な理由がなく出席が常でない者

(3) 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 懲戒の手続きは別に定める。

第7節 入学料、授業料

(入学料及び授業料の額)

第48条 入学料及び授業料の額は、別表2のとおりとする。

(復学等の場合の授業料)

第49条 前学期又は後学期の中途において、復学又は入学した者は、復学又は入学した月から当該期末までの授業料を復学又は入学した月に納付しなければならない。

(退学及び停学の場合の授業料)

第50条 前学期又は後学期の途中で退学し又は除籍された者の当該分の授業料は徴収する。

2 停学期間中の授業料は徴収する。

(その他の授業料等)

第51条 その他の授業料については、別に定める。

(納付した授業料等)

第52条 一旦納付した検定料、入学料、授業料は返付しない。

第8節 奨学金

(奨学金)

第53条 特に学術優秀な者には、本学奨学金を給付する。

2 奨学金の給付については、別に定める。

第3章 研究生、聴講生、特別聴講学生

第1節 研究生

(研究生)

第54条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関して必要な事項は別に定める。

第2節 聴講生

(聴講生)

第55条 本学において、特定の授業科目を履修する者があるときは、本学の教育に支障がない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生に関して必要な事項は別に定める。

第3節 特別聴講学生

(特別聴講学生)

第56条 他の大学の大学院又は外国の大学院等の学生で本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他の大学の大学院又は外国の大学の大学院等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関して必要な事項は別に定める。

第4節 研究生、聴講生及び特別聴講学生への本学学則の準用

(学則の準用)

第57条 研究生、聴講生及び特別聴講学生については別に定めるもののほか本学則を準用する。

第4章 公開講座

(公開講座)

第58条 本学の教育研究活動の成果を広く地域社会に公開し、社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関して必要な事項は別に定める。

第5章 雑 則

(その他)

第59条 本学則に定めるもののほか細則・内規は、必要に応じて別に定めることができる。

附 則

この学則は平成8年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成8年6月6日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この学則は平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成13年6月1日から施行する。

附 則

1. この学則は平成15年4月1日から施行する。
2. 平成15年3月31日に在籍する者については、この学則にかかわらず、なお従前の学則が適用される。

附 則

この学則は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成27年5月25日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

別表1 開講科目

授 業 科 目 の 名 称		単位数	
専 門 科 目	仏教文献学特殊 研究・演習	仏教文献学方法論	4
		南・東南アジア仏教文献学研究	8
		南・東南アジア仏教文献学演習	8
		内陸アジア仏教文献学研究	8
		内陸アジア仏教文献学演習	8
		東アジア仏教文献学研究	8
		東アジア仏教文献学演習	8
	仏教文化学特殊 研究・演習	仏教文化学方法論	4
		汎アジア仏教文化学研究	8
		汎アジア仏教文化学演習	8
	外国語仏教学論著講読		4
	論文指導		12
	近現代仏教研究(仏教学と生命倫理)		2
近現代仏教研究(仏教学と環境問題)		2	
関 連 科 目	比較宗教・比較文化	4	
	宗教哲学	4	
	文化人類学	4	
	宗教人類学	4	
	民俗学	4	
	イスラム教研究(イスラム教と神秘主義)	4	

別表2

入学料	300,000円
授業料	600,000円

注:

1. 本大学院の学生は、本表の入学料・授業料その他の学費を納入しなければならない。
2. 前項の学費納入の時期・納入方法等必要な事項は別に定める。

3. 1期分学費を所定どおり納入した者をもって在籍学生とする。したがって、休学する学生にあっても年度始めに1期分学費は、所定どおり納入しなければならない。

4. 授業料の納付

授業料は、年額の二分の一ずつを次の二期に分けて納付しなければならない。

区分	納期
前学期（4月から9月まで）	4月中
後学期（10月から翌年3月まで）	10月中

5. 休学届けの提出は、9月30日及び3月31日までとし、それ以降に提出されたものについては次学期分学費も納入しなければならない。